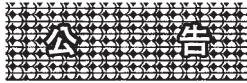


平成24年12月25日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

- 1 路線名 大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間
大町市大字社6177番の5地先から
大町市大字社6180番の70地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年12月26日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアアンドキューア
- 3 代表者の氏名
原 幸夫
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市北方1270番4号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者とその家族に対し、介護事業及び地域住民に向けて介護に関する啓発事業を行う。また、地域住民の健康増進のための知識普及のための啓発事業を行い、保健、医療の増進に寄与するとともに、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ろっきーず
- 3 代表者の氏名
佐藤 はるみ

- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大門幸町2番7号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、対人援助職者に対して、スーパービジョンの実施およびその展開手法の習得ならびに指導に関する事業を行い、保健・医療・福祉の増進のための人材育成、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ軽井沢店
北佐久郡軽井沢町大字長倉字青柳2707ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社御菓子処花岡	花岡 利夫	東御市田中557

ほか4者

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557

ほか4者

- 4 変更した年月日
平成24年12月12日
- 5 届出年月日
平成24年12月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間

平成24年12月25日から平成25年4月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ山口ショッピングパーク

上田市大字上田字山口1121-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社御菓子処花岡	花岡 利夫	東御市田中557

ほか3者

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557

ほか3者

4 変更した年月日

平成24年12月12日

5 届出年月日

平成24年12月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年12月25日から平成25年4月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ上田中央店

上田市中央6-40-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社はなふじ	佐藤 富士雄	上田市常田2-18-5
有限会社御菓子処花岡	花岡 利夫	東御市田中557

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社はなふじ	佐藤 富士雄	上田市常田2-18-5
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557

4 変更した年月日

平成24年12月12日

5 届出年月日

平成24年12月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

光課

7 縦覧の期間

平成24年12月25日から平成25年4月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月25日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

森林地理情報システム関連機器 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年2月1日から平成30年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する

暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林政策課

電話 026(235)7269

なお、入札説明書及び仕様書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/kashokai.htm>)からダウンロードすることもできます。

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の配達指定日、提出方法及び提出先

ア 配達指定日 平成25年1月15日(火)

イ 提出方法及び提出先 入札説明書のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年1月16日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野合同庁舎 本館301会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

森林政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月25日

長野県教育委員会教育長 山口 利 幸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県立高等学校の高木枝落とし、せん定、伐採及び木廃材の処分等業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月29日まで

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の地区ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 過去に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 入札説明書に記載の技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局高校教育課総務係

電話 026(235)7428

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成25年1月10日(木) 午後1時30分

場所 長野県庁 8階審問あっせん室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年1月7日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この事業は、長野県緊急雇用創出基金を活用して実施する事業です。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(別表)

地区名	履行場所(県立高等学校名)
東北信	長野西中条校、松代、屋代南、上田千曲、上田染谷丘、上田東
東信	小諸、軽井沢、北佐久農業、岩村田
南信(1)	富士見、岡谷南、箕輪進修、上伊那農業、高遠、伊那北
南信(2)	赤穂、駒ヶ根工業、飯田、飯田風越
中信(1)	蘇南、木曾青峰、塩尻志学館
中信(2)	松本美須々ヶ丘、松本蟻ヶ崎、松本筑摩、池田工業

高校教育課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成24年12月25日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

1 審査の種類、期日及び場所

種類	期日	場所	
技能検定員審査	知識・技能（普通）	平成25年1月28日（月） 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成25年1月28日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特）	平成25年1月30日（水） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（けん引）	平成25年1月29日（火） 午前9時から午後0時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通）	平成25年1月28日（月） 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成25年1月28日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特）	平成25年1月31日（木） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（けん引）	平成25年1月29日（火） 午前9時から午後0時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、大特又はけん引）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種、又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査(普通、大特又はけん引)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種、又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であ

るときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成25年1月18日(金)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通) 19,650円

(4) 技能検定員審査(大特) 14,500円

(9) 技能検定員審査(けん引) 14,500円

(5) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種) 21,850円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通) 11,800円

(4) 教習指導員審査(大特) 9,450円

(9) 教習指導員審査(けん引) 9,450円

(5) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種) 12,850円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にとっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許課